

公 告

令和4年度緑川ダム管理所管内の緊急事態（光ケーブル関係）に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

令和 4年 2月10日

国土交通省九州地方整備局

緑川ダム管理所長 松岡 忠浩

1 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

緑川ダム管理所管内の緊急事態（光ケーブル関係）に関する基本協定（以下「協定」という。）は、緑川ダム管理所（以下、「管理所」という。）の直轄管理区間において、災害等が発生した場合に備え、あらかじめ特定の企業と協定を締結することにより、緊急時に応急復旧工事等を迅速に実施するための体制を確立するもので、もって流域住民等の安全確保及び早急な施設の保全・復旧に努め、社会経済に与える影響を最低限とすることを目的とするものである。

(2) 協定対象区域及び協定企業数

協定対象区域及び協定対象企業数等

本協定の対象は、「光ケーブル関係等部門」とし、公募する協定対象区域及びその協定対象企業数は、下表のとおりである。

また、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）から応援依頼があった場合は、当事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害等の応援を要請する場合がある。

協 定 対 象 区 域	協定企業数
緑川ダム管理所直轄区間 （上流：津留水位観測所まで、下流：上揚水位観測所までの緑川ダム管理所が管理する光ケーブルの敷設区間）	5社程度

(3) 作業内容

当管理所の直轄管理区間及び災害対策本部長、災害支援本部長もしくは応援対策本部長(九州地方整備局長)から出動指示された場所において発生した災害の応急対策(光ケーブルの災害復旧を主とする)に関し、これに必要な電気通信関連機材、資材及び労力等を確保し、応急復旧作業を実施するものである。

(4) 協定期間

令和4年4月1日(予定)～令和5年3月31日

(5) 協定を締結する企業の選定

本協定は、本協定の締結を希望する企業から特定する。

1) 本協定の締結を希望する企業は、技術資料を提出するものとする。

2) 提出する技術資料は、次のとおりとする。

- ① 緊急事態時の体制等
- ② 工事基地の位置
- ③ 光ケーブル敷設の実績
- ④ 企業の実績(地域貢献等)
- ⑤ その他評価すべき事項
- ⑥ 配置可能技術者の資格等
- ⑦ 資機材等の調達

3) 提出された技術資料をもとに総合的な評価によって協定企業を特定する。

ただし、「2. 参加資格要件」に該当しない者については特定しない。

(6) 本協定締結後の工事の請負契約

1) 本協定締結後に災害が発生し、当管理所が工事の実施が必要と判断した場合は、当管理所は、協定を締結した企業(以下「協定企業」という。)に対して、必要となる工事の実施の要請を行うものとし、あわせて両者は、工事請負契約を速やかに締結するものとする。

2) 1)に該当する場合であっても、当管理所が諸般の事由から対象となる協定企業に工事を実施させることが適切でないと判断した場合は、他の協定企業に対して、必要となる作業の実施の要請を行わせることができるものとし、この場合は当該企業を相手方として工事請負契約を締結する。

3) 本協定を締結した場合であっても、災害の発生が無かった場合は、工事は実施しない。

2 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされ

ている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (3) 平成18年度以降に完成した、元請けとして次に掲げる要件を満たす工事の施工実績を有すること。
 - ① 国の機関（事業団、特殊会社、独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人を含む。）又は地方公共団体が発注した光ケーブル敷設工事又は光ケーブル移設工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局長が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。
- (4) 災害等の発生に伴う協力要請があった場合、当事務所へ概ね2時間以内に到着できる体制を確保できること。
- (5) 技術資料の提出期間中において、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 建設業法に基づく営業所等（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による）が熊本県、福岡県又は鹿児島県内に所在すること。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合に備え、人材等の体制が確保できること。
- (9) 災害を想定した簡易な施工計画が適切であること。
- (10) 本協定に基づく請負契約を取り交わす時点において、法定外労働災害補償制度に加入していること。当補償制度については、元請・下請を問わず補償できる保険であること。なお、法定外労働災害補償には、工事現場単位で臨時加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、いずれの方式であっても差し支えない。
- (11) 経常建設共同企業体にあつては、九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和3・4年度の通信設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格が認定されていること。なお、令和5年3月31日まで経常建設共同企業体の解散及び各構成員の変更をしないこと。また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。

3 協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒861-4703 熊本県下益城郡美里町畝野3456

国土交通省 九州地方整備局 緑川ダム管理所

担当：専門職 川端 武

電話 0964-48-0216 (代)

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：令和4年2月10日（木）から令和4年2月25日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ② 交付場所：〒861-4703 熊本県下益城郡美里町畝野3456
国土交通省 九州地方整備局 緑川ダム管理所 電気通信係
- ③ 交付方法：手渡しによる交付

(3) 申請書（技術資料）の受領期間、場所及び方法

- ① 受領期間：令和4年2月10日（金）から令和4年2月25日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
- ② 受領場所：3（2）②に同じ。
- ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。宅送は書留郵便と同等のものに限る。受領期間内に必着。）により提出する。

4 その他

技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等については、「技術資料等説明書」による。